

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上等が減少した

市内中小企業者及び個人事業者の皆さんへ

# 逗子市中小企業者等事業継続 応援給付金

※逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と  
重複しての交付は受けられません。

<交付金額> **10万円** (申請条件あり。詳細は裏面へ)  
<申請期限> **令和2年8月31日(月)** (必着)



アーティストや  
楽器教室の先生



プログラマーや  
イラストレーター



理容師・美容師



ヨガ・ダンス等のインストラクター

デザイナーや  
インストラクター等の  
個人事業者も  
対象です

問合せ先 逗子市市民協働部経済観光課

逗子市役所 2階 電話046-873-1111 (内281~283)

※制度の概要や申請書等は市ホームページをチェック→



## 【申請条件について】

逗子市内に事業所（※1）がある  
中小企業者の方

逗子市内に住所がある  
個人事業者（※2）の方

（※1）市外を含め、複数の事業所がある場合は、1か所でも市内にあれば対象になります。

（※2）市外に事業の拠点があっても、逗子市に確定申告をしている方であれば対象になります。

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の  
交付要件を満たし、申請していますか？

はい

いいえ

「逗子市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の交付を受けられます。専用のチラシをご確認ください。

## 次のうちのいずれかに当てはまりますか？

① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた。

② 株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた。

③ 中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた。

④ 売上高等が、前年対比で20%以上減少した。

はい

いいえ

## 「逗子市中小企業者等事業継続応援給付金」の 交付を受けられます。

### 【申請に必要なもの】

#### 全ての方

- ・逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付申請書（第1号様式）
- ・逗子市中小企業者等事業継続応援給付金交付請求書（第2号様式）

#### ①～③の方

- ・認定、貸付、支給を受けたことが分かる書類  
（例）①セーフティネット保証4号の認定書類の写し  
②貸付を受けた時の通知等の写し  
③電子申請の受付メールの画面印刷や給付金が振り込まれた通帳等の写し

#### ④の方

- ・売上高等の減少が確認できる書類  
（法人）
  - ・履歴事項全部証明書の写し
  - ・法人市民税申告書の写し、又は法人設立・開設届出書など
- （個人）
  - ・確定申告書の写しなど

※詳細は逗子市商工会へご相談ください。

### <もう一度ご確認ください>

- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請条件に当てはまりませんか？
- ・株式会社日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別融資の申請が可能でないですか？
- ・資金繰りや雇用に関する制度で活用できそうなものはありますか？  
…ご不明な点はお相談ください。

### 【お問合せ・書類提出先】

- ・逗子市商工会  
逗子市沼間1丁目5番1号  
電話：046-873-2774  
（平日：9:00～17:00）
- ・逗子市役所  
逗子市逗子5丁目2番16号  
1階の新型コロナウイルス感染症対策総合窓口または2階の経済観光課  
電話：046-873-1111  
（平日：8:30～17:00）

申請書等の用紙は、市ホームページからダウンロード又は直接書類提出先へ